

戻申請額	予定着工日	予定完工日	実績着工日	実績完工日	取戻申請審査結果	申請日	工事完了登録審査結果
500	2022/07/25	2022/07/26	2022/07/29	2022/07/30	審査中	2022/07/25	-
1,300	2022/07/25	2022/07/26	2022/08/24	2022/08/25	合格	2022/07/25	-
1,300	2022/07/25	2022/07/26	2022/08/24	2022/08/25	審査中	2022/08/24	-

図 4-9 「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」の画面イメージ（スクロール）

表 4-5 「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」での入力項目

No.	入力項目	留意点
①	取戻申請番号	積立金取戻申請時に受領したメールに記載されている取戻申請番号を入力
②	申請種類	「通常」を選択
③	申請日	積立金取戻を申請した日を選択

廃棄等費用積立金取戻詳細

■ 取戻申請情報

取戻申請番号0000000001申請種類通常

■ 再エネ事業者情報

再エネ事業者コードBU000001
事業者名認定事業者A株式会社

■ 廃棄対象情報

申請主体の性質認定事業者
取戻事由B:発電事業を縮小する-調達期間中

■ 積立金取戻情報

設備ID	認定容量(取戻申請前)[kW]	太陽電池合計出力(取戻申請前)[kW]	廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	廃棄比率[%]	廃棄比率からの算定額[円]	取戻時の積立額[円]	実際の廃棄費用[円]	取戻申請額[円]	前回申請からの差額[円]
A000001A01	9,999,999.999	9,999,999.999	9,999,999.999	100.00	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	
A000001A02	80	100	100	100.00	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	
A000001A03	80	100	50	50.00	850,000	1,700,000	1,700,000	850,000	

取戻申請額（合計）4,250,000

■ 振込先口座情報

金融機関名三菱銀行金融機関コード0001
支店名おひかり支店支店番号100
預金種目普通当座貯蓄
口座番号1234567口座名義株式会社A
入力した口座名義に相違ありません。
認定事業者と口座名義人が異なる場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

■ 工事情報

委託事業者株式会社太陽光パネル廃棄工事部隊
工期（予定）

着工日2022/06/01

完工日2022/11/02

工期（実績）

着工日2022/07/01

完工日2022/12/01

印鑑証明書

添付ファイル
証明書1
証明書2

旧認定事業者またはその承継人であることを証する書面

添付ファイル
旧認定事業者1
旧認定事業者2

解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面

添付ファイル
解体等費用1
解体等費用2

解体等の完了の確認を受けたことを証する書面

内部積立てを行っていることを証する書面

当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面

その他

■ 取戻申請審査結果

可否合格
可否理由

■ 工事完了登録審査結果

可否不合格
可否理由添付資料XXの誤りのため

戻る

工事完了結果修正

図 4-10 「廃棄等費用積立金取戻詳細画面（工事完了登録）」の画面イメージ

106

表 4-6 「廃棄等費用積立金取戻詳細画面（工事完了登録）」での入力項目

No.	入力項目	留意点
①	工期（実績）	着工日・完工日（実績）を選択 工事完了登録を完了するためには、必ず工期（実績）を選択する必要があります。

注：工事完了予定日から 60 日経過しても工事完了登録が未完了の場合、再エネ業務統合システムより、工事完了登録が未完了である旨のメールが認定事業者に送付されます。当該メールを受領した認定事業者は、直ちに工事完了登録を行ってください。

なお、工事完了予定日から 90 日を経過しても工事完了登録が完了していない場合、当該認定事業者を経済産業省へ報告します。

4.3.3 工事完了登録内容審査合格通知受領

工事完了登録申請後、本機関による審査が行われ、工事完了登録が認められた認定事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

4.3.4 工事完了登録内容審査不合格通知受領

工事完了登録申請後、本機関による審査が行われ、不備があった認定事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、工事完了登録の再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

注：工事完了登録申請が「不合格」となり、再度、工事完了登録申請を行った場合、前回不合格となった申請内容は参照できなくなります。

4.4 取戻積立金差額積立に係る連絡の受領

本節では、取戻積立金差額積立に係る連絡の受領について説明します（図 4-11 参照）。

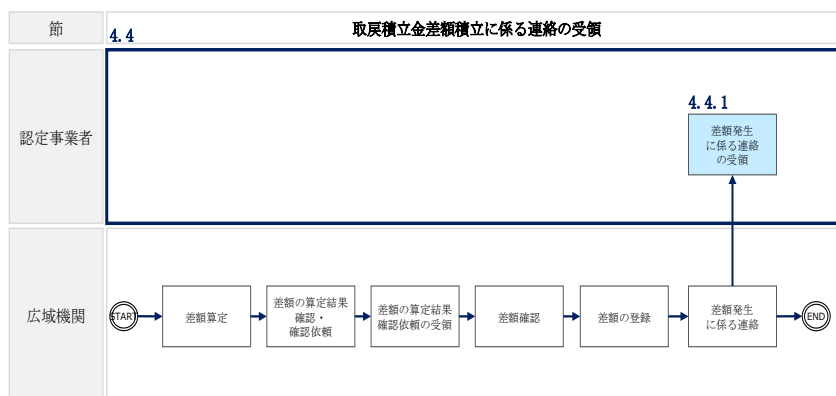


図 4-11 取戻積立金差額積立に係る連絡の受領の詳細構成

注：工事完了登録で提出された「解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し」に記載されている実際に解体した太陽光パネル量が積立金取戻時に予定していたパネル量より少ない場合、又は実際に廃棄に要した費用が予定より少なかったことにより本来の取戻可能額が実際の取戻額より少ない場合など、認定事業者は本来の取戻可能額と実際の取戻額の差額を本機関に積み立てる必要があります。

4.4.1 差額発生に係る連絡の受領

本機関が工事完了登録で確認する実際に解体した太陽光パネル量が積立金取戻時に予定していたパネル量より少ない場合、又は実際に廃棄に要した費用が予定より少なかったことにより本来の取戻可能額が実際の取戻額より少ない場合など、本機関より認定事業者に対して、本来の取戻可能額と実際の取戻額の差額が発生した旨をメールで通知します。

後日、本機関より認定事業者に対して差額分の請求書を送付しますので、『5.4 請求の確認（その他）』及び『5.6 請求金額の振込』を参照してください。

4.5 積立金追加取戻申請

本節では、取戻積立金差額積立について説明します（図 4-12 参照）。

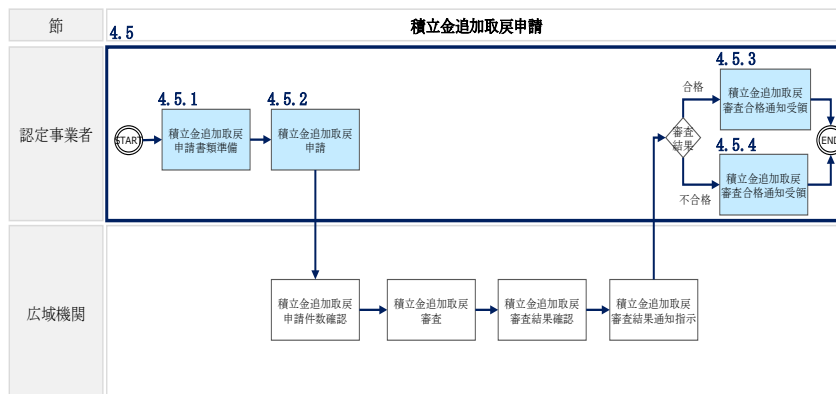


図 4-12 積立金追加取戻申請の詳細構成

注：工事完了登録で提出された「解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し」に記載されている実際に解体した太陽光パネル量が積立金取戻時に予定していたパネル量より多い場合、認定事業者は本機関に積立金の追加取戻を申請することが可能です。

4.5.1 積立金追加取戻申請書類準備

提出書類については、『4.2.1 積立金取戻申請資料準備』を参照してください。

4.5.2 積立金追加取戻申請

解体等積立金の追加取戻申請は、再エネ業務統合システムの「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」から行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立管理」タブから「廃棄等費用積立金取戻申請」を選択し、「廃棄等費用積立金取戻申請画面」へ進みます。「廃棄等費用積立金取戻申請画面」で取戻申請番号を入力し、「差額申請」ボタンをクリックして、「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」に進みます（図 4-13、表 4-7 参照）。

「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」の項目「前回からの差額[円]」と振込先口座情報を入力し、添付が必要な書類を「追加」ボタンからアップロード後、「申請」ボタンをクリックして、積立金追加取戻申請を行います（図 4-13、表 4-8 参照）。

廃棄等費用積立金取戻申請

申請登録

① 取戻申請番号

例) 0000000001

差額申請

※差額申請時は取戻申請番号を入力し、差額申請ボタン押下してください。

■ 再エネ事業者情報

再エネ事業者コード*

000000001

事業者名

認定事業者A株式会社

■ 廃棄対象情報

申請主体の性質*

申請主体の性質を選択

取戻事由*

取戻事由を選択

■ 積立金取戻情報

No	設備ID	廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	廃棄比率 [%]※	廃棄比率からの算定額 [円]※	取戻時の積立額 [円]※	実際の廃棄費用 [円]	取戻申請額[円]
1	例)A123456789	例) 9999999.999	0	0	0		
2	例)A123456789	例) 9999999.999	0	0	0		

計算※

取戻申請額 (合計)

0

円

取戻申請額計算

■ 振込先口座情報

金融機関名*

ミズホ

金融機関コード*

0001

支店名*

ホンテン

支店番号*

100

預金種目*

普通

口座番号*

1234567

口座名義*

サイキョウ

入力した口座名義に相違ありません。

認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店番・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。〈詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください〉

図 4-13 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の画面イメージ（追加取戻申請時）

表 4-7 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」での入力項目（追加取戻申請時）

No.	入力項目	留意点
①	取戻申請番号	積立金取戻申請時に受領したメールに記載されている取戻申請番号を入力

110

廃棄等費用積立金取戻差額申請

申請登録

取戻申請番号0000000048

■ 再エネ事業者情報

再エネ事業者コード*00000107

事業者名株式会社サイエネ

■ 廃棄対象情報

申請主体の性質*認定事業者

取戻事由*8:発電事業を縮小する-調達期間中

■ 積立金取戻情報

No	設備ID	廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	廃棄比率 [%]※	廃棄比率からの算定額 [円]※	取戻時の積立額 [円]※	実際の廃棄費用 [円]	取戻申請額[円]	前回からの差額 [円]
1	A518012A01	500,000	25	10000	4000		3000	①

計算※

取戻申請額 (合計)0円取戻申請額計算

差額申請理由*②差額申請の理由を記載(200文字以内)

金融機関名(ギンコウ)部分は不要③例) ミズホ金融機関コード④例) 0001

支店名(シテン)、「エイギョウブ」部分は不要⑤例) サンテン支店番号⑥例) 100

預金種目⑦● 普通 ○ 当座 ○ 貯蓄

口座番号⑧例) 1234567口座名義⑨例) サイエネタロウ

⑩ 入力した口座名義に相違ありません。

☐ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。(詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください)

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。

但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。(半角30文字以内)

(例:「r123」→「R123」、「abc」→「ABC」)

(2)口座名義が相違している場合、お振込みができません。

※使用可能文字(全銀フォーマット)

カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP(スペース)、記号4種類(「()」「[]」「{}」「」)のみ。

図 4-14 「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」の画面イメージ（追加取戻申請時）

111

表 4-8 「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」での入力項目（追加取戻申請時）

No.	入力項目	留意点
①	前回からの差額 [円]	追加取戻額（前回からの差額）（税込み額）を入力 （例）工事見積額を上限として前回積立金を取戻した場合 ・前回取戻額（工事見積額）：1,000,000 円（税込み） ・実際の工事費用：1,200,000 円（税込み） →追加取戻額（前回からの差額）：200,000 円（税込み） 追加取戻申請をする場合は、「解体等に要する費用を証する書面」の添付が必要 ³
②	差額申請理由	追加取戻額（前回からの差額）の申請理由を記入
③	金融機関名	積立金の振込先口座情報を入力 『表 4-3』の⑬金融機関名～⑳口座名義確認を入力する際と同様、『表 1-5』を参照して入力してください。
④	金融機関コード	
⑤	支店名	
⑥	支店番号	
⑦	預金種目	
⑧	口座番号	
⑨	口座名義	
⑩	口座名義確認	

4.5.3 積立金追加取戻審査合格通知受領

積立金追加取戻申請後、本機関による審査が行われ、積立金追加取戻が認められる認定事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

4.5.4 積立金追加取戻審査不合格通知受領

積立金追加取戻申請後、本機関による審査が行われ、不備があった認定事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、積立金追加取戻しの再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

注：追加取戻申請が「不合格」となり、再度、追加取戻申請を行った場合、前回不合格となった申請内容は参照できなくなります。

4.6 自治体等からの積立金取戻申請

本節では、自治体等からの積立金取戻申請について説明します（図 4-15 参照）。

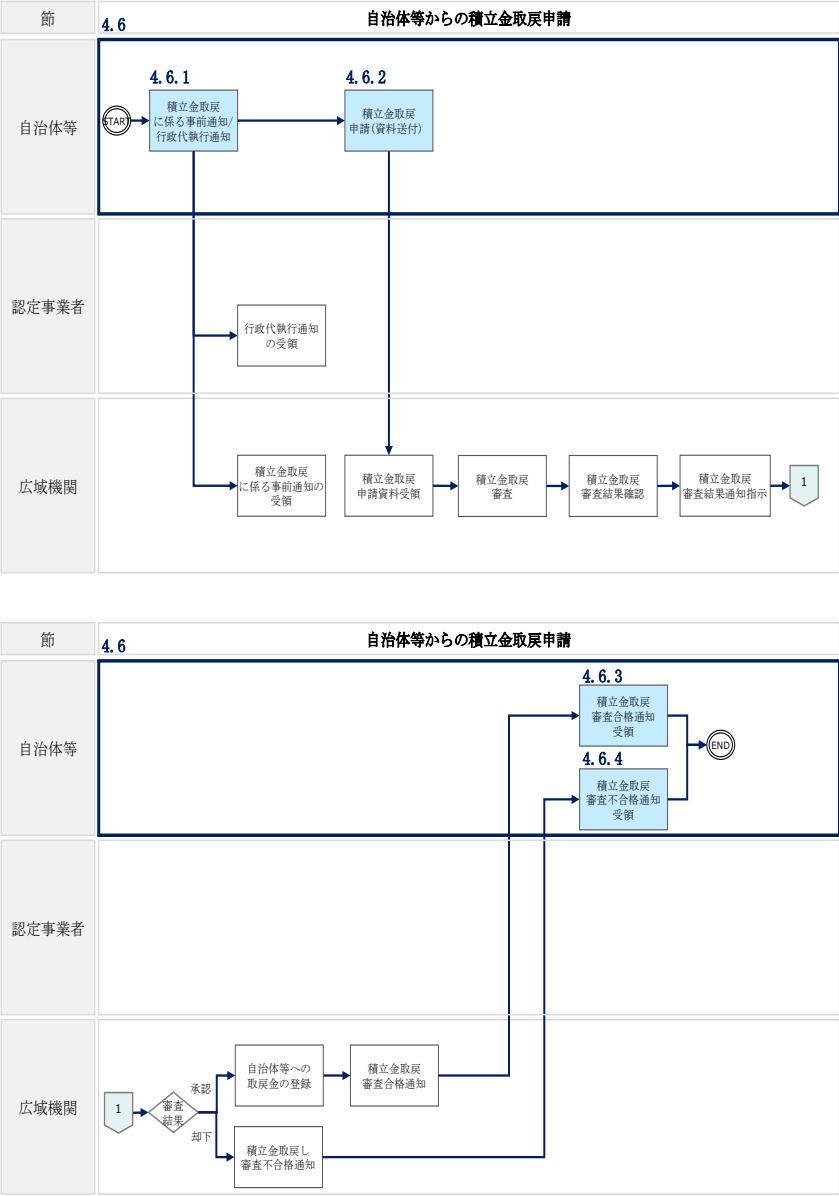


図 4-15 自治体等からの積立金取戻申請の詳細構成

4.6.1 積立金取戻しに係る事前通知/行政代執行通知

自治体等が認定事業者に代わって本機関に解体等積立金の取戻を申請するにあたっては、以下の3点を条件として満たす必要があります。

- ・認定事業者及び本機関へあらかじめ通知を行ったこと（認定事業者に対する行政代執行通知及び本機関に対する事前通知を行ったこと）
- ・認定事業者以外の者が廃棄物処理法などの法律の規定により、問題となる発電設備の解体等と評価される行為を行ったこと（例：地方自治体により廃棄物処理法に基づく行政代執行が実行された場合）
- ・上記の行為に自治体等が費用を要したこと

なお、認定事業者に対する行政代執行通知については、内容証明郵便又は（認定事業者の所在地が不明な場合）公示送達などの方法で実施するようにしてください。本機関に対する事前通知にあたっては、必要事項を記入したうえで、以下の宛先にメールを送付してください。

宛先

電力広域的運営推進機関 saiene_deposit@occto.or.jp

表 4-9 自治体等による積立金取戻に係る事前通知の記入事項

記入事項	補足
自治体等の担当者の連絡先（メールアドレス、電話番号）	必ず記入してください
解体・撤去工事費用概算	解体・撤去業者から工事費用の見積もりを受領している場合は記入
廃棄対象となる設備の情報	分かる範囲で以下の情報を記入 ・認定事業者名 ・廃棄対象となる設備の名称 ・廃棄対象となる設備の所在地

4.6.2 積立金取戻申請（資料送付）

行政代執行などによる解体・撤去工事を完了後、積立金取戻申請に必要な書類を添付して、以下の宛先へメールで書類一式を送付してください（表 4-10 参照）。

宛先

電力広域的運営推進機関 saiene_deposit@occto.or.jp

表 4-10 自治体等による積立金取戻申請時の添付書類

添付書類	説明
取戻申請書	「改正再エネ特措法施行規則」様式第7の3 (資源エネルギー庁のウェブサイトに掲載される予定)
印鑑証明書	印鑑証明書は発行から 3 カ月以内のものを添付してください。 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない申請者は、「公印規程」を添付してください。
産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し	
写真（除去等の前・中・後）	
除去等が適法にされたものであることを証する書面	行政代執行の通知書、議会への報告書など
認定事業者等へあらかじめ通知を行ったことを証する書面(内容証明郵便の写し)	認定事業者に対する行政代執行通知に係る内容証明郵便の写し 又は (認定事業者の所在が明らかでない場合には、公示送達の方法などにより通知を行った上で) 当該方法などにより通知を行ったことを証する書面
除去等に係る太陽電池モジュールの容量を証する書面	例: 除去等に係る太陽電池モジュールの枚数及び1枚当たりの発電容量を証する書類など
除去等に要した費用の額を証する書面	例: 領収書、行政代執行の議会への報告書など

4.6.3 積立金取戻審査合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、積立金取戻が認められる自治体等へは、合格通知がメールで送付されます。

注：ドメイン指定受信等を行っている場合、「occto.or.jp」を受信可能にしてください。また、ご使用のメールソフト、もしくはご利用のプロバイダやメールサービスの設定により、メールが届かない場合や、スパムメールと誤認されることがあります。「迷惑メール」フォルダなどをご確認いただくか、プロバイダやメールサービス会社へお問い合わせください。

4.6.4 積立金取戻審査不合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、不備があった自治体等へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、積立金取戻の再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

第5章 支払通知等

本章では、支払通知等に関する以下の内容について説明します（図 5-1 参照）。

- 5.1 支払通知の確認（FIP 交付金・積立金）
- 5.2 支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）
- 5.3 請求の確認（積立金不足額）
- 5.4 請求の確認（その他）
- 5.5 入金の確認
- 5.6 請求金額の振込
- 5.7 交付金相当額積立金残高確認書の発行
- 5.8 廃棄等費用積立金残高確認書の発行
- 5.9 卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力
- 5.10 インバランスリスク単価ファイルの出力

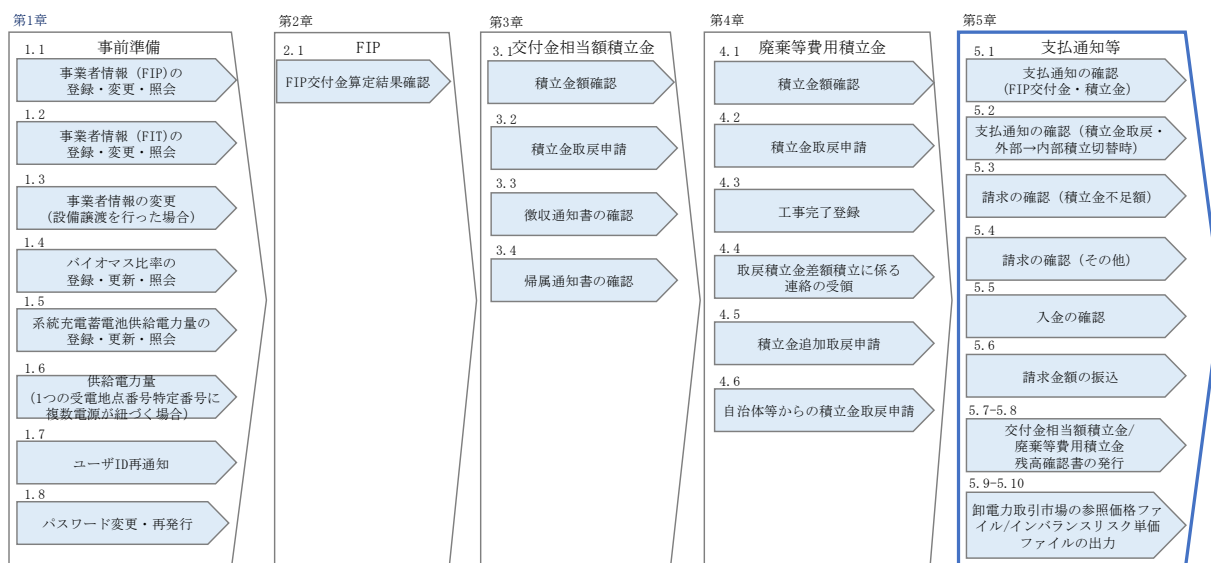


図 5-1 第5章の構成

5.1 支払通知の確認 (FIP 交付金・積立金)

本節では、FIP 交付金・積立金の算定結果による支払通知の確認について説明します
(図 5-2 参照)。

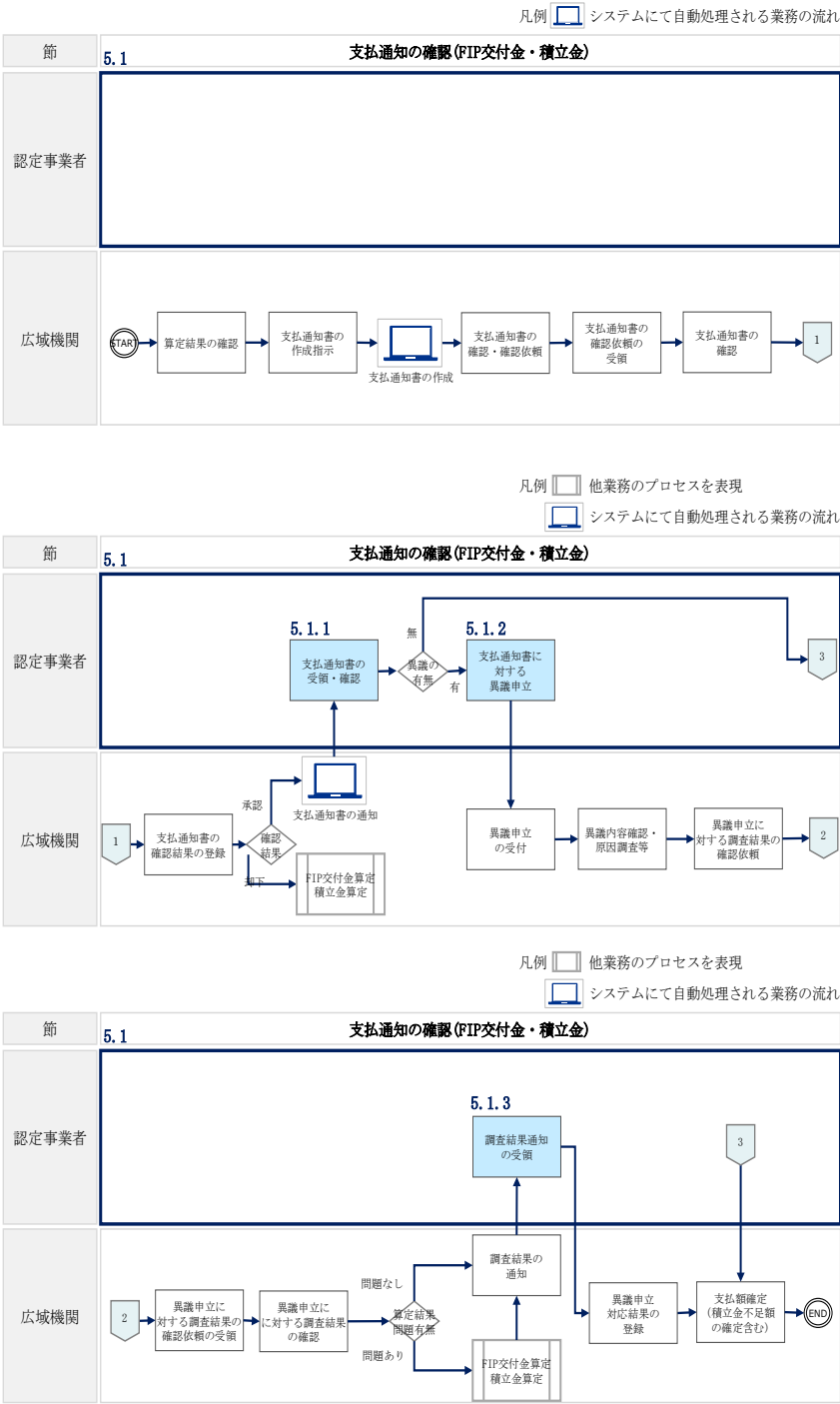


図 5-2 支払通知の確認 (FIP 交付金・積立金) の詳細構成

5.1.1 支払通知書の受領・確認

毎月の FIP 交付金・積立金の算定結果は支払通知書として本機関より認定事業者へ通知されます。支払通知書を確認するには、受信したメールに記載された URL などからシステムのトップ画面にアクセスし、下記の手順に従ってください。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「会計支援」タブから「入出金管理」を選択して、「入出金管理画面」へ進みます。

「入出金管理画面」の「入出金情報検索」欄で、システムから通知を受けた支払通知書 No と対象年月を入力して、「検索」ボタンをクリックします（図 5-3、表 5-1 参照）。検索結果が「入出金情報検索結果一覧」欄に表示されますので、確認したい支払通知書の「支払通知書」ボタンをクリックし、「支払通知書画面」へ進みます。

支払通知書は、後述の記載項目を確認します（表 5-2 参照）。
なお、支払通知書は毎月第 13 営業日頃に通知されます。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録 3【帳票 5, 6, 7】を参照ください。

入出金管理

入出金情報検索

支払通知書No / 請求書No

①

例) 1234567890

再エネ事業者コード

②

00000001

事業者名

③

認定事業者A株式会社

対象年月

④

----年--月

検索

入出金情報検索結果一覧

1 ~ 12 件 / 12 件中

<< 1 >>

取引対象	ステータス	対象年月	支払金額	請求金額 (入金実績額)	取引期限	取引日	支払通知書No/請求書No
FIP交付金	処理中	2022/08	999,999,999 円		- 2022/10/12	-	0000000002
FIP交付金	完了	2022/07	999,999,999 円		- 2022/09/12	2022/09/12	0000000001
FIP交付金	完了	2022/07	999,999,999 円		- 2022/09/12	2022/09/12	-

図 5-3 「入出金管理画面」の画面イメージ

表 5-1 「入出金情報検索画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	支払通知書 No/請求書 No	システムから通知を受けた支払通知書 No を入力
②	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
③	事業者名	入力不要（自動表示）
④	対象年月	対象年月を入力(対象年月の詳細は 44 ページ参照)

表 5-2 支払通知書の記載項目

No.	記載項目		記載内容
1	支払概要	文書管理番号	広域機関の文書管理番号
2		支払通知書 No	支払通知書を一意に管理する No
3		支払通知日	支払通知書の文書発行日
4		件名	支払通知を行う取引対象の名称
5		支払通知書発行者の 情報	本機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
6		支払通知書宛名	支払先となる事業者名
7		支払金額	摘要に記載された金額の合計（※2） ※2 FIP 交付金額よりも積立金が多い場合、当該月の交付額合計は 0 円になります。
8		支払予定日	本機関が実施する支払予定日
9		振込口座情報	本機関が振込を行う口座情報
10	支払明細	対象年月	取引対象が発生した年・月
11		供給促進交付金の額	積立金控除前の FIP 交付額
12		積立金の額	積立金算定で導出した当月の積立額
13	廃棄等費用積立金	積立金不足額（当月度）	供給促進交付金の額（積立金控除前）＜積立金の額の場合、その差額
14	不足額	積立金不足額（当年度累計）	積立金不足額（当月度）の当年度累計額

5.1.2 支払通知書に対する異議申立

本機関から送付された支払通知書に対して、メールにより異議申立を実施することが可能です。異議申立期限は算定年月の最終営業日です。

異議申立を実施する場合、メールに必要事項を記載し、所定の宛先に送信してください（表 5-3 参照）。

宛先：電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp

なお、同事業者内で一部の設備が異議申立中である場合、支払額が確定している設備に対する支払通知書が先に通知されます。残りの設備（異議申立中の設備）に対する支払通知書は、異議申立が解決次第、追加で通知されます。

表 5-3 異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	saiene_fip@occto.or.jp
件名	支払通知書に対する異議申立
添付ファイル	任意
本文記載事項	・ 対象設備 ID ・ 再エネ事業者コード ・ 認定事業者名 ・ 支払通知書 No ・ 対象年月 ・ 異議申立の内容

注：異議申立期限について、例えば、9/24(木)に通知メールを受領した場合、9/30（水）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

5.1.3 調査結果通知の受領

支払通知書に対して異議申立が実施された場合は、本機関で異議申立の内容を確認・調査し、調査結果をメールにて通知しますので、その内容を確認してください。

注：異議申立内容の調査結果のメールを受領するにあたり、ドメイン指定受信等を行っている場合、「occto.or.jp」を受信可能にしてください。
また、ご使用のメールソフト、もしくはご利用のプロバイダやメールサービスの設定により、メールが届かない場合や、スパムメールと誤認されることがあります。「迷惑メール」フォルダなどをご確認いただくか、プロバイダやメールサービス会社へお問い合わせください。

5.2 支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）

本節では、積立金取戻又は追加取戻が承認された場合や、積立区分が外部積立から内部積立に変更された場合の支払通知の確認について説明します（図 5-4 参照）。

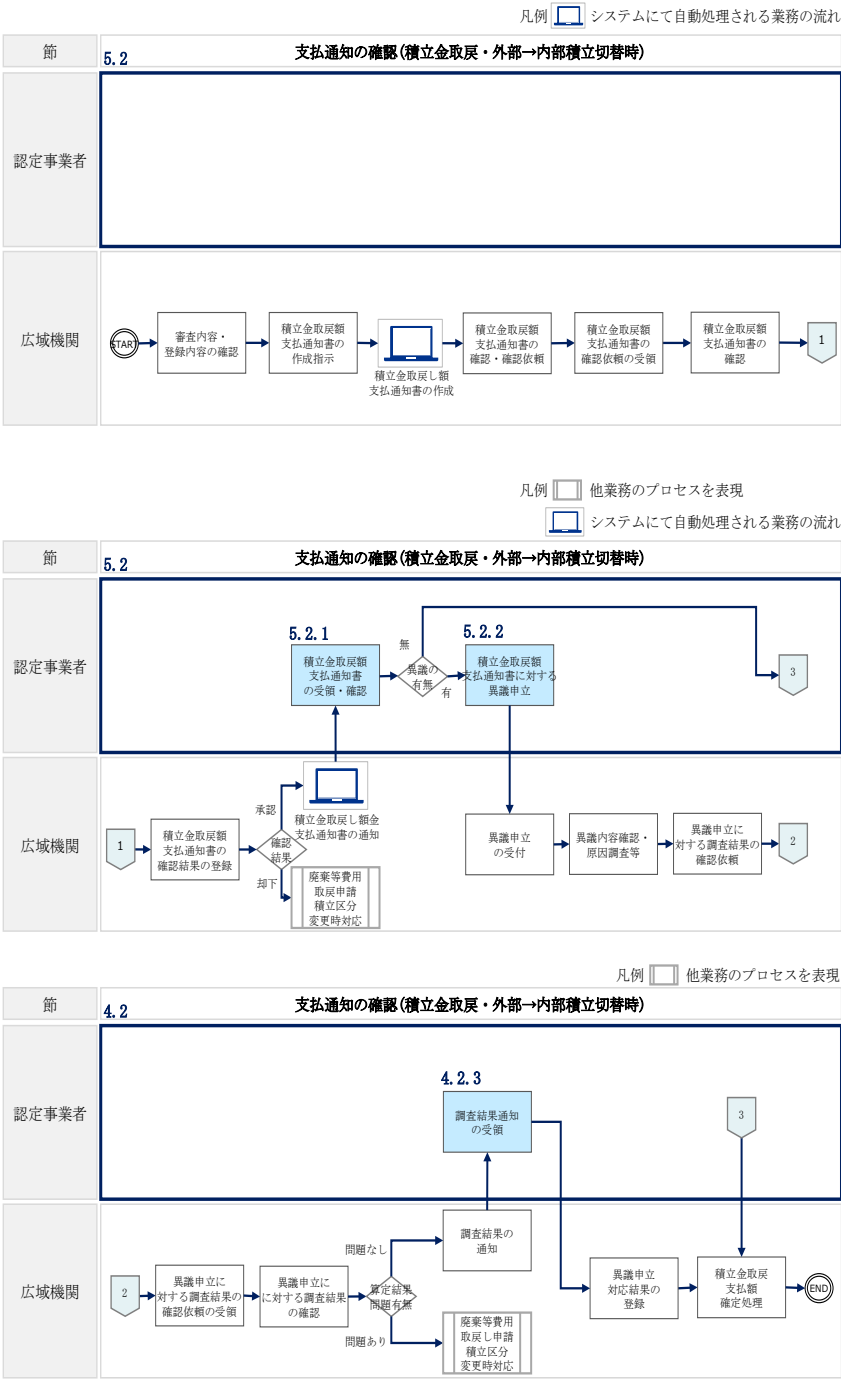


図 5-4 支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）の詳細構成

5.2.1 積立金取戻額支払通知書の受領・確認

積立金取戻又は追加取戻が承認された場合や、積立区分の外部積立から内部積立に変更された場合の FIP 交付金・積立金の算定結果は支払通知書として、本機関より認定事業者や自治体等に通知されます。

認定事業者は、本機関から受信したメールに記載された URL から直接アクセスするか、システムのトップ画面からアクセスすることで、支払通知書を確認してください。システムでの確認方法は、『5.1.1 支払通知書の受領・確認』を参照してください。

なお、自治体等は、本機関から受信したメールによって支払通知書を確認します。

支払通知書は、後述の記載項目を確認します（表 5-4 参照）。

表 5-4 積立金取戻額支払通知書の記載項目

No.	記載項目		記載内容
1	支払概要	支払通知書 No	支払通知書を一意に管理する No
2		支払通知日	支払通知書の文書発行日
3		件名	支払通知を行う取引対象の名称
4		支払通知書発行者の情報	本機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
5		支払通知書宛名	支払先となる事業者名
6		支払金額	摘要に記載された金額の合計
7		支払予定日	本機関が実施する支払予定日
8		振込口座情報	本機関が振込を行う口座情報
9	支払明細	取戻年月	取戻しが発生した年月
10		設備 ID	取戻対象の設備 ID
11		取戻金額	設備ごとの取戻金額

5.2.2 積立金取戻額支払通知書に対する異議申立

本機関から送付された支払通知書に対して、メールにより異議申立を実施することが可能です。異議申立期限は算定年月の最終営業日です。

異議申立を実施する場合、メールに異議申立における必要事項を記載し、所定の宛先に送信してください（表 5-5 参照）。

宛先：電力広域的運営推進機関 saiene_deposit@occto.or.jp

なお、同事業者内で一部の設備が異議申立中である場合、支払額が確定している設備に対する支払通知書が先に通知されます。残りの設備（異議申立中の設備）に対する支払通知書は、異議申立が解決次第、追加で通知されます。

表 5-5 異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	saiene_deposit@occto.or.jp
件名	支払通知書に対する異議申立
添付ファイル	任意
本文記載事項	・対象設備 ID ・再エネ事業者コード ・認定事業者名 ・支払通知書 No ・対象年月 ・異議申立の内容

注：異議申立期限について、例えば、9/24(木)に通知メールを受領した場合、9/30（水）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

5.2.3 調査結果通知の受領

支払通知書に対して異議申立が実施された場合は、本機関で異議申立の内容を確認・調査し、調査結果をメールにて通知しますので、その内容を確認してください。

注：異議申立内容の調査結果のメールを受領するにあたり、ドメイン指定受信等を行っている場合、「occto.or.jp」を受信可能にしてください。
また、ご使用のメールソフト、もしくはご利用のプロバイダやメールサービスの設定により、メールが届かない場合や、スパムメールと誤認されることがあります。「迷惑メール」フォルダなどをご確認いただくか、プロバイダやメールサービス会社へお問い合わせください。

5.3 請求の確認（積立金不足額）

本節では、積立金が不足した場合に生じる請求の確認について説明します（図 5-5 参照）。

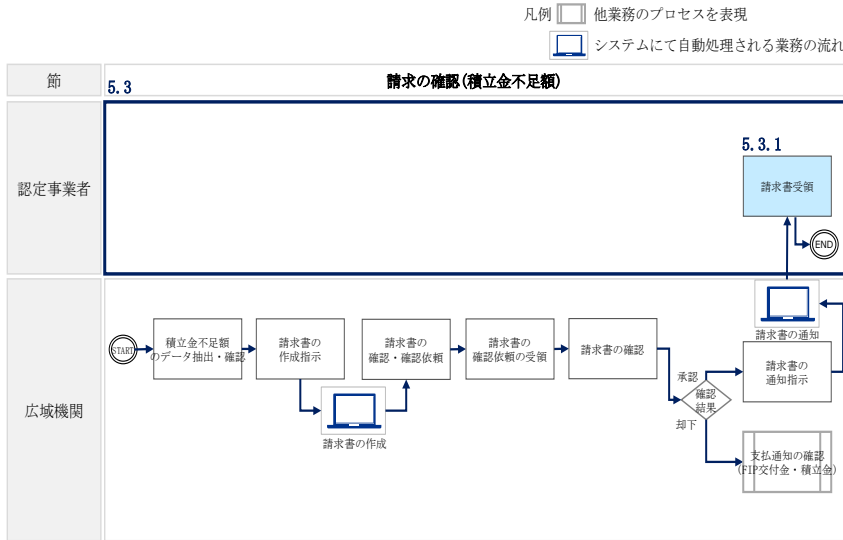


図 5-5 請求の確認（積立金不足額）の詳細構成

注：本節における請求は、以下条件に該当する認定事業者に対して本機関から請求されます。

- ・ 解体等積立金（外部積立）とは、事業計画認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する事業用太陽光発電（10kW 以上）事業者（認定事業者）が、調達期間が終了する日から起算して 10 年前の日以降の最初の検針日から調達期間¹⁰において、本機関に対し積み立てる必要が生じる費用です。
- ・ 電源別に算定された FIP 交付金と積立金が、毎月本機関によって集計された後、FIP 交付金から控除しきれなかった金額が積立金不足額として累計されます。
- ・ 年に 1 回（年度末締め後の 6 月頃、又は認定期間満了月の翌月）、前年度の積立金不足額の合計額が本機関から認定事業者に請求されます。

10 なお、FIT 認定事業における外部積立の時期については以下の通り。

⑦ 原則
ー 積立開始 調達期間終了日から起算して 10 年前の日以降、最初の検針日
ー 積立終了 調達期間終了日
⑧ 例外（上記⑦の積立開始日が 2022 年 6 月 30 日以前に到来する場合）
ー 積立開始 2022 年 7 月 1 日以降、最初の検針日
ー 積立終了 調達期間終了日

5.3.1 請求書受領

システムから積立金不足額に関する請求書の通知をメールで受けた後、請求書の内容を確認します。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録3【帳票 8, 9, 10】を参照ください。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「会計支援」タブから「入出金管理」を選択して、「入出金管理画面」へ進みます。

「入出金管理画面」の入出金情報検索にて、請求書 No と対象年月を入力し、「検索」ボタンをクリックします（図 5-6、表 5-6 参照）。検索結果が「入出金情報検索結果一覧」欄に表示されますので、確認したい請求書の「請求書」ボタンをクリックし、「請求書画面」に進みます。

請求書は、後述の記載項目を確認します（表 5-7 参照）。

注：未請求の積立金不足額が発生している電源が請求前に設備譲渡された場合、当該の積立金不足額は譲渡先の認定事業者に請求されます。
設備譲渡に際しての積立金不足額相当額の精算は、認定事業者間で実施してください。

入出金管理

入出金情報検索

支払通知書No
/ 請求書No

① 例) 1234567890

再エネ事業者コード

② 00000001

事業者名

③ 認定事業者A株式会社

対象年月

④ ----年--月

検索

入出金情報検索結果一覧

1 ~ 12 件 / 12 件中

取引対象	ステータス	対象年月	支払金額	請求金額 (入金実績額)	取引期限	取引日	支払通知書No/請求書No
FIP交付金	処理中	2022/08	999,999,999 円	-	2022/10/12	-	0000000002
FIP交付金	完了	2022/07	999,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	0000000001
FIP交付金	完了	2022/07	999,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	-
廃棄等費用積立金取戻	処理中	2022/08	999,999,999 円	-	2022/10/12	-	0000000004
廃棄等費用積立金取戻	完了	2022/07	999,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	0000000003
廃棄等費用積立金取戻	完了	2022/07	999,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	-
積立金不足	処理中	2022/08	-	999,999,999 円 (0 円)	2022/10/12	-	0000000006
積立金不足	完了	2022/07	-	999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	0000000005
積立金不足	完了	2022/07	-	999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	-
FIP過払請求	処理中	2022/08	-	999,999,999 円 (0 円)	2022/10/12	-	0000000008
FIP過払請求	完了	2022/07	-	999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	0000000007
FIP過払請求	完了	2022/07	-	999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	-

図 5-6 「入出金管理画面」の画面イメージ

入出金情報検索結果一覧

1 ~ 12 件 / 12 件中

<< 1 >>					
金額	請求金額（入金実績額）	取引期限 ◇	取引日 ◇	支払通知書No/請求書No	備考
9,999,999 円	-	2022/10/12	-	0000000002	-
					支払通知書
9,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	0000000001	-
					支払通知書
9,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	-	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
9,999,999 円	-	2022/10/12	-	0000000004	-
					支払通知書
9,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	0000000003	-
					支払通知書
9,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	-	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
- 999,999,999 円 (0 円)	2022/10/12	-	0000000006	-	請求書
- 999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	0000000005	-	請求書
- 999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	-	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
- 999,999,999 円 (0 円)	2022/10/12	-	0000000008	-	請求書
- 999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	0000000007	-	請求書
- 999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	-	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
<< 1 >>					

図 5-7 「入出金管理画面」の画面イメージ（スクロール）

表 5-6 「入出金管理画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	支払通知書 No/請求書 No	システムから通知を受けた請求書 No を入力
②	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
③	事業者名	入力不要（自動表示）
④	対象年月	対象年月を入力(対象年月の詳細は 44 ページ参照)

表 5-7 請求書（積立金不足額）の記載項目¹⁰

No.	記載項目		記載内容
1	請求概要	請求書 No	請求書を一意に管理する No
2		請求日	請求書の文書発行日
3		件名	請求を行う取引対象の名称
4		請求書発行者の情報	本機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス

¹⁰ 本取引は不課税になります。

No.	記載項目		記載内容
5		請求書宛名	請求対象となる事業者名
6		適格請求書発行事業者登録番号	適格請求書発行事業者（本機関）の登録番号
7		請求金額(積立金不足額)	請求金額の合計
8		振込期限日	積立金の振込期限日
9		振込口座情報	積立金の振込先口座情報
10	請求明細	年月	請求対象年月
11	情報	設備 ID	積立金請求対象の設備 ID
12		請求額	設備ごとの積立金請求金額

5.4 請求の確認（その他）

本節では、内部積立から外部積立に積立区分が変更された場合と、取戻積立金差額積立を行った場合により生じる請求の確認について説明します（図 5-8 参照）。

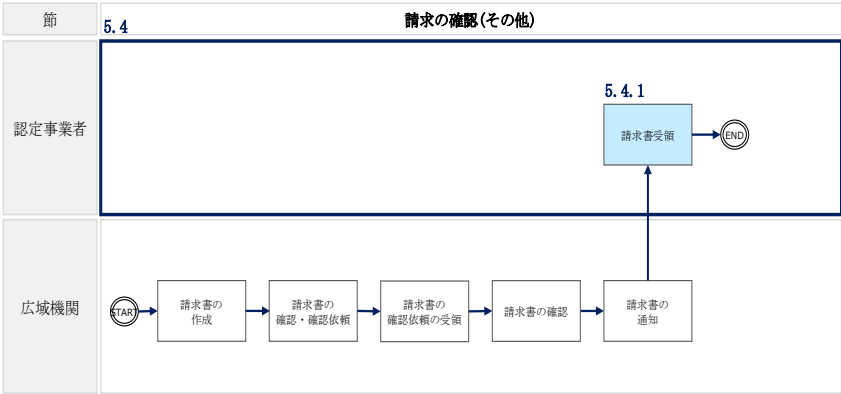


図 5-8 請求の確認（その他）の詳細構成

注：本節における請求は以下条件に該当する認定事業者に対して本機関から請求されます。

- ・解体等積立金（外部積立）とは、事業計画認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する事業用太陽光発電（10kW 以上）事業者（認定事業者）が、調達期間が終了する日から起算して 10 年前の日以降の最初の検針日から調達期間において¹¹、本機関に対し積み立てる必要が生じる費用です。
- ・積立区分が内部積立から外部積立に変更された場合、これまで認定事業者内部で積み立てていた積立金相当額を、今後は本機関にて外部積立することになります。従って、積立金相当額に対する請求が行われます。
- ・積立金を一部取戻した後や、工事完了登録後や、実際に解体した太陽光パネルの量が積立金取戻申請時よりも少なかった場合、本来の取戻可能額と実際の取戻額の差額を返金して頂くための請求が行われます。

11 なお、FIT 認定事業における外部積立の時期については以下の通り。
⑦ 原則
－ 積立開始 調達期間終了日から起算して 10 年前の日以降、最初の検針日
－ 積立終了 調達期間終了日
⑧ 例外（上記⑦の積立開始日が 2022 年 6 月 30 日以前に到来する場合）
－ 積立開始 2022 年 7 月 1 日以降、最初の検針日
－ 積立終了 調達期間終了日

5.4.1 請求書受領

システムから請求書の通知を受けた後、請求書を確認します。

確認方法は、積立金不足による請求書の受領と同様ですので、請求書『5.3.1 請求書受領』を参照してください。

5.5 入金の確認

本節では、入金の確認について説明します（図 5-9 参照）。

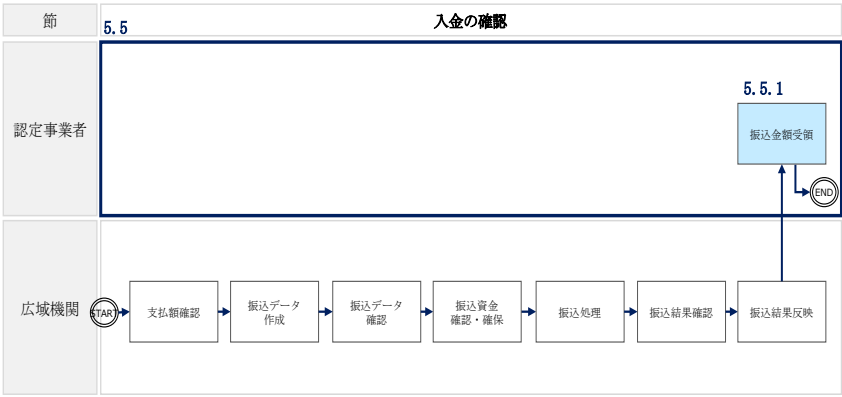


図 5-9 入金の確認の詳細構成

5.5.1 振込金額受領

本機関から指定の銀行口座に振り込まれた FIP 交付金や積立金取戻額が、支払通知書に記載されている金額と一致していることを確認します。

本機関からの振込予定日について、FIP 交付金は、原則毎月 10 日（土日祝の場合は前営業日）を予定しており、積立金取戻額は、当月末（土日祝の場合は前営業日）を予定しています¹²。

実際の振込予定日は支払通知書にて確認してください。

¹² 積立金の取戻申請のタイミングによっては、翌月末となる場合があります。

5.6 請求金額の振込

本節では、請求金額の振込について説明します（図 5-10 参照）。

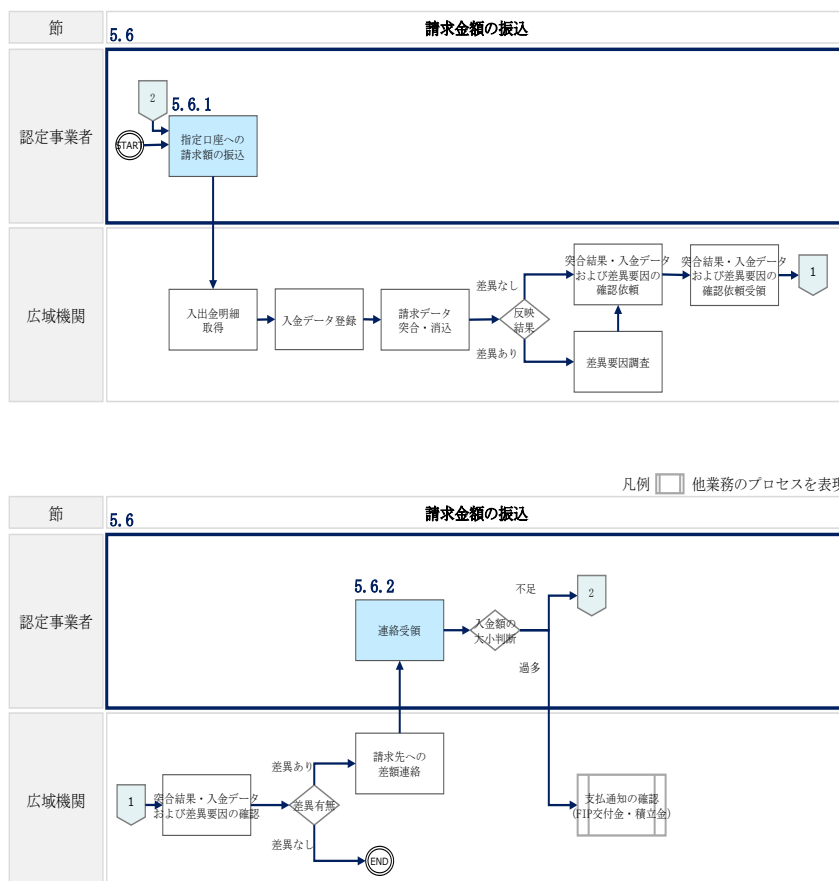


図 5-10 請求金額の振込の詳細構成

5.6.1 指定口座への請求額の振込

『4.3.1 請求書受領』や『4.4.1 請求書受領』で受領した請求書の請求金額を、本機関が指定した口座に対して、支払期日までに振り込んでください。

期日までの振込みが本機関で確認できなかった場合、本機関から電話や督促状の送付などの督促行為が行うことがあります。なお、振込手数料は別途負担ください。

5.6.2 連絡受領

『4.6.1 指定口座への請求額の振込』にて振り込んだ金額と、本機関からの請求額に差異があった場合、本機関からメールにより差額の連絡を行います。

本機関からの請求額に対し、振込金額が不足していた場合は、『5.6.1 指定口座への請求額の振込』を参照し、不足額分の振込を行ってください。なお、振込手数料は別途負担ください。

振込金額が本機関からの請求額よりも多かった場合は、本機関から振込を行いますので、振り込まれた金額と、連絡を受けた返金額が一致することを確認してください。振込手数料は認定事業者の負担になります。

5.7 交付金相当額積立金残高確認書の発行

本節では、交付金相当額積立金残高確認書の発行について説明します（図 5-11 参照）。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録 3【帳票 3】を参照ください。

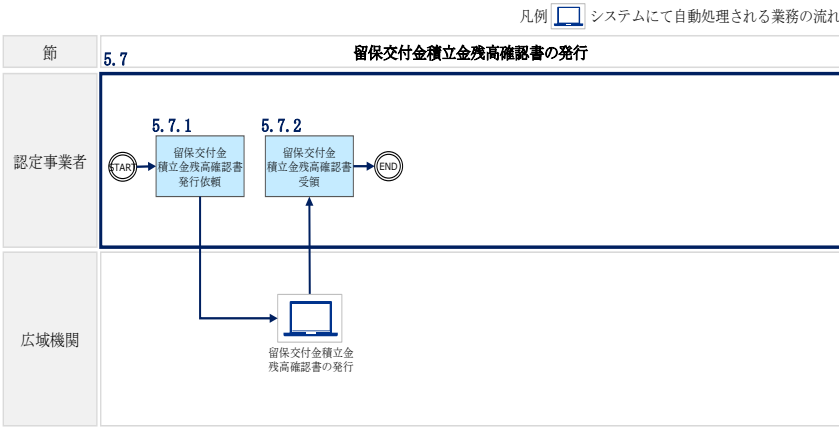


図 5-11 交付金相当額積立金残高確認書の発行の詳細構成

5.7.1 交付金相当額積立金残高確認書発行

交付金相当額積立金残高確認書の発行を行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金残高確認書発行」を選択して、「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」へ進みます。

「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」の「交付金相当額積立金残高確認書情報入力」欄にて年月を入力し、「発行」ボタンをクリックします（図 5-12、表 5-8 参照）。

注：指定した年月時点での累計額が交付金相当額積立金残高確認書として発行されます。

交付金相当額積立金残高確認書発行

交付金相当額積立金残高確認書情報入力

①再エネ事業者コード*

00001026

②事業者名

株式会社サイエネ001

③年月*

----年--月

時間

※FIT設備を保持している事業者につきまして、当システムで積立金の確認が可能となる時期は、FIT買取代金から積立金が控除された月の約4～5か月後になりますので、ご注意ください。

発行

図 5-12 「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」の画面イメージ

表 5-8 「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	年月	積立年月を入力

5.7.2 交付金相当額積立金残高確認書受領

「発行」ボタンをクリック後、交付金相当額積立金残高確認書が PDF で出力されます。交付金相当額積立金残高確認書には、以下の記載項目を表示されています（表 5-9 参照）。

表 5-9 交付金相当額積立金残高確認書の記載項目 ¹³

No.	記載項目	記載内容
1	宛名	残高確認書発行先の事業者名
2	日付	残高確認書発行日（＝ダウンロード日）
3	残高確認書発行者の名称	本機関の名称
4	残高確認書発行者の名称	本機関の住所
5	残高確認書発行者の部署	本機関の部署
6	残高確認書発行者の連絡先	本機関の連絡先（TEL・メールアドレス）
7	交付金相当額積立金残高	認定事業者の交付金相当額積立金の累計額

¹³ 本取引は不課税となります。

5.8 廃棄等費用積立金残高確認書の発行

本節では、廃棄等費用積立金残高確認書の発行について説明します（図 5-13 参照）。
具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録3【帳票4】を参照ください。

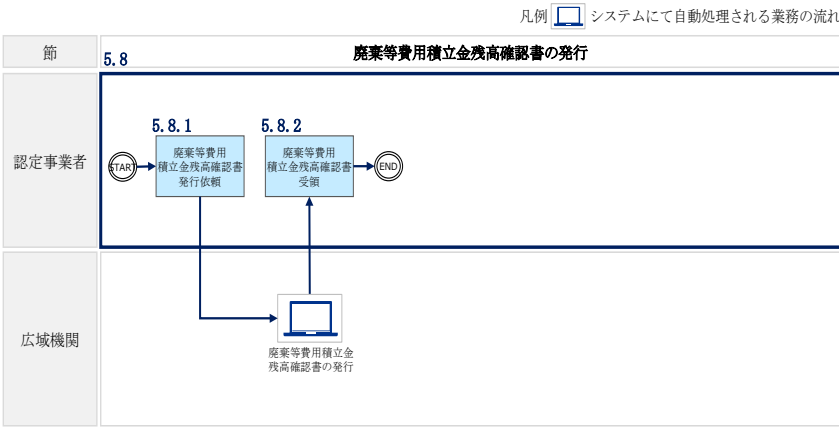


図 5-13 廃棄等費用積立金残高確認書の発行の詳細構成

5.8.1 廃棄等費用積立金残高確認書発行

廃棄等費用積立金残高確認書の発行を行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立金管理」タブから「廃棄等費用積立金残高確認書」を選択して、「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」へ進みます。

「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」の「廃棄等費用積立金残高確認書情報入力」欄にて年月を入力し、「発行」ボタンをクリックします（図 5-12、表 5-8 参照）。

注：指定した年月時点での累計額が廃棄等費用積立金残高確認書として発行されます。

廃棄等費用積立金残高確認書発行

廃棄等費用積立金残高確認書情報入力

①	再エネ事業者コード*	00001026
②	事業者名	株式会社サイエネ001
③	年月*	----年--月 時点

※FIT設備を保持している事業者につきまして、当システムで積立金の確認が可能となる時期は、FIT買取代金から積立金が控除された月の約4～5か月後になりますので、ご注意ください。
詳細は、弊機関ホームページ 廃棄等費用積立制度FAQをご確認ください。

発行

図 5-14 「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」の画面イメージ

表 5-10 「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	年月	積立年月を入力

5.8.2 廃棄等費用積立金残高確認書受領

「発行」ボタンをクリック後、廃棄等費用積立金残高確認書がPDFで出力されます。
積立金残高確認書には、以下の記載項目が表示されています（表 5-9 参照）。

表 5-11 廃棄等費用積立金残高確認書の記載項目¹⁴

No.	記載項目	記載内容
1	宛名	残高確認書発行先の事業者名
2	日付	残高確認書発行日（＝ダウンロード日）
3	残高確認書発行者の名称	本機関の名称
4	残高確認書発行者の名称	本機関の住所
5	残高確認書発行者の部署	本機関の部署
6	残高確認書発行者の連絡先	本機関の連絡先（TEL・メールアドレス）
7	解体等費用積立金残高	認定事業者の解体等費用積立金の累計額

¹⁴ 本取引は不課税となります。

5.9 卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力

本節では、卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力方法について説明します（図 5-15 参照）。

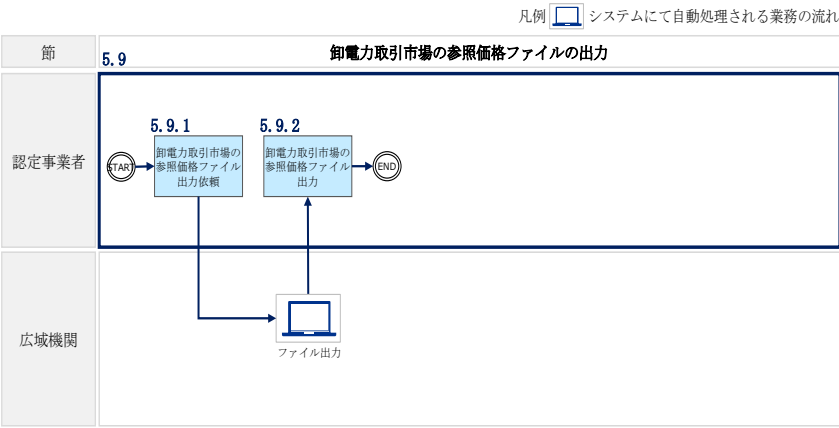


図 5-15 卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力の詳細構成

5.9.1 卸電力取引市場の参照価格ファイル出力依頼

卸電力取引市場の参照価格ファイルを出力依頼します。

「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「①卸電力取引市場の参照価格（ファイルダウンロードはこちら）」にアクセスします（図 5-16 参照）。

「卸電力取引市場の参照価格」の「年度」欄で年度を選択し、「ファイル出力」ボタンをクリックします（図 5-17、表 5-12 参照）。



再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関

■ ログイン

ユーザID

パスワード

ログイン

[ユーザID/パスワードを忘れた場合](#)

[新規事業者登録はこちら](#)

■ 交付金に関わる公開情報

①卸電力取引市場の参照価格
[ファイルダウンロードはこちら](#)

②インバランスリスク単価
[ファイルダウンロードはこちら](#)

■ 再エネ業務統合システムの機能

本システムでは、「FIP交付金の確認(廃棄等費用積立金/交付金相当額積立金の確認および取戻申請)」を行うことができます。

[●FIP認定事業者のシステム登録手続きイメージはこちら \(リンク\)](#)
[●FIT認定事業者のシステム登録手続きイメージはこちら \(リンク\)](#)
[●事業者様向けマニュアルはこちら \(リンク\)](#)

■ 動作環境

O S : Windows 10、Windows 11

ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium)、Google Chrome

■ 利用可能時間

9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 (土日祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)

■ お問い合わせ先

FIP交付金 : saiene_fip@occto.or.jp
積立金 : saiene_deposit@occto.or.jp
[広域機関ウェブサイトに戻る](#)

図 5-16 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ

交付金に関わる公開情報（卸電力取引市場の参照価格）

FIP交付金の算定に用いている卸電力取引市場の参照価格を掲載しています。

■ ファイルのご説明

- 1列目：年月
- 2列目：エリア
- 3列目：電源種別
- 4列目：前年度平均価格
- 5列目：当年度月間平均価格
- 6列目：前年度月間平均価格

■ 卸電力取引市場の参照価格

① 年度*

■ ご注意いただきたいこと

- 毎月月上旬に3か月前の卸電力取引市場の参照価格を掲載します。(例：2024年11月上旬に2024年8月分を掲載)
- 掲載した卸電力取引市場の参照価格は、過去に遡り修正させていただく場合があります。
- 過去の単価を修正した場合、修正のお知らせ、修正前の単価の提供は致しませんので、予めご了承ください。

図 5-17 「卸電力取引市場の参照価格ファイル出力画面」の画面イメージ

表 5-12 「卸電力取引市場の参照価格ファイル出力画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	年度	出力する年度を選択

5.9.2 卸電力取引市場の参照価格ファイル出力

「ファイル出力」ボタンをクリック後、卸電力取引市場の参照価格が CSV ファイルで出力されます。CSV ファイルの記載項目については、ファイル出力画面「ファイルのご説明」を参照してください。

5.10 インバランスリスク単価ファイルの出力

本節では、インバランスリスク単価ファイルの出力方法について説明します（図 5-18 参照）。

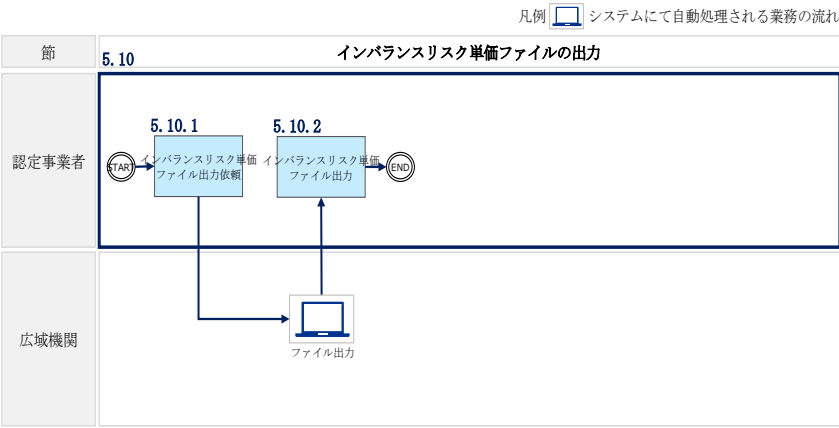


図 5-18 インバランスリスク単価ファイルの出力の詳細構成

5.10.1 インバランスリスク単価ファイル出力依頼

インバランスリスク単価ファイルを出力依頼します。

「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「②インバランスリスク単価（ファイルダウンロードはこちら）」にアクセスします（図 5-19 参照）。

「インバランスリスク単価」の「年月」欄で年月を選択し、「ファイル出力」ボタンをクリックします（図 5-20、表 5-13 参照）。

図 5-19 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ

交付金の算定に用いているインバンスリスク単価（30分コマ）を掲載しています。
なおFIP認定設備のうち、バランシングコストにインバンスリスク単価を適用する設備は非自然変動電源（バイオマス、水力、地熱）に限りま
す。自然変動電源（太陽光、風力）はインバンスリスク単価の適用対象外です。

図 5-20 「インバランスリスク単価ファイル出力画面」の画面イメージ

No.	入力項目	留意点
①	年月	出力する年月を選択

5.10.2 インバランスリスク単価ファイル出力

「ファイル出力」ボタンをクリック後、インバランスリスク単価が CSV ファイルで出力されます。CSV ファイルの記載項目については、ファイル出力画面「ファイルのご説明」を参照してください。

付録.1 図表一覧

図 0-1	本業務マニュアルの構成（序章除く）	8
図 1-1	第1章の構成	10
図 1-2	事業者情報（FIP）の登録の詳細構成	11
図 1-3	「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ	12
図 1-4	「新規利用登録画面」の画面イメージ	12
図 1-5	「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ	15
図 1-6	「パスワード変更画面」の画面イメージ	16
図 1-7	「ワンタイムパスワード認証画面」の画面イメージ	17
図 1-8	「認定事業者情報申請画面」の画面イメージ	18
図 1-9	「設備情報追加画面」の画面イメージ	22
図 1-10	「ユーザ追加画面」の画面イメージ	22
図 1-11	「添付ファイル追加画面」の画面イメージ	23
図 1-12	事業者情報（FIP）の変更の詳細構成	25
図 1-13	「認定事業者情報一覧画面」の画面イメージ	26
図 1-14	「認定事業者情報詳細画面」の画面イメージ	27
図 1-15	「認定事業者情報詳細画面」の画面イメージ（変更時）	28
図 1-16	事業者情報（FIP）の照会の詳細構成	32
図 1-17	事業者情報（FIT）の登録の詳細構成	33
図 1-18	事業者情報（FIT）の変更の詳細構成	35
図 1-19	事業者情報（FIT）の照会の詳細構成	36
図 1-20	事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）の詳細構成	38
図 1-21	「設備情報追加画面」の画面イメージ	44
図 1-22	バイオマス比率の登録の詳細構成	49
図 1-23	「バイオマス比率管理画面」の画面イメージ	50
図 1-24	「バイオマス比率登録・更新画面」の画面イメージ	50
図 1-25	バイオマス比率の更新の詳細構成	51
図 1-26	バイオマス比率の照会の詳細構成	52
図 1-27	「バイオマス比率管理画面」の画面イメージ	53
図 1-28	系統充電蓄電池供給電力量の登録の詳細構成	54
図 1-29	電力量データと電力量コードの相関図	55
図 1-30	「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」の画面イメージ	56
図 1-31	「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」の画面イメージ	56
図 1-32	系統充電蓄電池供給電力量の更新の詳細構成	57
図 1-33	系統充電蓄電池供給電力量の照会の詳細構成	58

図 1-34	「系統蓄電池供給電力量管理画面」の画面イメージ.....	58
図 1-35	供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）の詳細構成	60
図 1-36	ユーザ ID 再通知の詳細構成.....	62
図 1-37	「ユーザ ID/パスワード忘却画面」の画面イメージ.....	63
図 1-38	パスワード変更の詳細構成.....	64
図 1-39	パスワード再発行の詳細構成.....	65
図 1-40	「ユーザ ID/パスワード忘却画面」の画面イメージ.....	66
図 2-1	第 2 章の構成.....	67
図 2-2	FIP 交付金算定結果確認の詳細構成.....	68
図 2-3	「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」の画面イメージ.....	70
図 2-4	「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」の画面イメージ.....	72
図 2-5	「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面（精算年月有）」の画面イメ ージ.....	73
図 2-6	「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面（算定式）」の画面イメージ	74
図 3-1	第 3 章の構成.....	78
図 3-2	積立金額確認の詳細構成.....	79
図 3-3	「交付金相当額積立金残高管理」の画面イメージ.....	80
図 3-4	「交付金相当額積立金残高管理詳細」の画面イメージ.....	81
図 3-5	積立金取戻申請の詳細構成.....	82
図 3-6	「交付金相当額積立金取戻申請画面」の画面イメージ（取戻申請時）....	85
図 3-7	徴収通知書の確認の詳細構成.....	87
図 3-8	帰属通知書の確認の詳細構成.....	89
図 4-1	第 4 章の構成.....	91
図 4-2	積立金額確認の詳細構成.....	92
図 4-3	「廃棄等費用積立金残高管理」の画面イメージ.....	93
図 4-4	「廃棄等費用積立金残高管理詳細」の画面イメージ.....	94
図 4-5	積立金取戻申請の詳細構成.....	95
図 4-6	「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の画面イメージ（取戻申請時）....	98
図 4-7	工事完了登録の詳細構成.....	102
図 4-8	「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」の画面イメージ.....	104
図 4-9	「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」の画面イメージ（スクロール）.....	105
図 4-10	「廃棄等費用積立金取戻詳細画面（工事完了登録）」の画面イメージ....	106
図 4-11	取戻積立金差額積立に係る連絡の受領の詳細構成.....	108
図 4-12	積立金追加取戻申請の詳細構成.....	109

図 4-13 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の画面イメージ（追加取戻申請時）	110
図 4-14 「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」の画面イメージ（追加取戻申請時）	111
図 4-15 自治体等からの積立金取戻申請の詳細構成	113
図 5-1 第5章の構成	117
図 5-2 支払通知の確認（FIP 交付金・積立金）の詳細構成	118
図 5-3 「入出金管理画面」の画面イメージ	119
図 5-4 支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）の詳細構成	122
図 5-5 請求の確認（積立金不足額）の詳細構成	125
図 5-6 「入出金管理画面」の画面イメージ	127
図 5-7 「入出金管理画面」の画面イメージ（スクロール）	128
図 5-8 請求の確認（その他）の詳細構成	130
図 5-9 入金の確認の詳細構成	132
図 5-10 請求金額の振込の詳細構成	133
図 5-11 交付金相当額積立金残高確認書の発行の詳細構成	135
図 5-12 「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」の画面イメージ	136
図 5-13 廃棄等費用積立金残高確認書の発行の詳細構成	137
図 5-14 「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」の画面イメージ	138
図 5-15 卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力の詳細構成	139
図 5-16 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ	140
図 5-17 「卸電力取引市場の参照価格ファイル出力画面」の画面イメージ	140
図 5-18 インバランスリスク単価ファイルの出力の詳細構成	142
図 5-19 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ	143
図 5-20 「インバランスリスク単価ファイル出力画面」の画面イメージ	143
表 1-1 「新規利用登録画面」登録項目	13
表 1-2 「ポータルトップ（ログイン前）画面」入力項目	15
表 1-3 「パスワード変更画面」入力項目	16
表 1-4 「ワンタイムパスワード認証画面」入力項目	17
表 1-5 「認定事業者情報申請画面」登録項目	19
表 1-6 「設備情報追加画面」登録項目	22
表 1-7 「ユーザ追加画面」登録項目	23
表 1-8 「添付ファイル追加画面」登録項目	23
表 1-9 「認定事業者情報詳細画面」事業者情報の変更時留意点	29
表 1-10 設備譲渡パターンに基づく事業者情報の登録/変更の主体及び実施内容	40

表 1-11	事業者・ユーザ情報変更に伴う提出書類エラー！ブックマークが定義されていません。	
表 1-12	「設備情報追加画面」登録項目.....	44
表 1-13	「バイオマス比率登録・更新」での入力項目.....	51
表 1-14	「バイオマス比率管理画面」入力項目.....	53
表 1-15	電力量コードの説明.....	55
表 1-16	「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」での入力項目.....	56
表 1-17	「系統蓄電池供給電力量管理画面」での入力項目.....	59
表 1-18	供給電力量（設備・30分コマ）通知対象ケースと留意事項.....	61
表 1-19	「ユーザID/パスワード忘却画面」入力項目.....	63
表 1-20	「ユーザID/パスワード忘却画面」入力項目.....	66
表 2-1	「FIP交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」入力項目.....	70
表 2-2	「FIP交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」に表示される算定結果・算定根拠の記載項目.....	74
表 3-1	「交付金相当額積立金残高管理」での入力項目.....	80
表 3-2	積立金取戻申請時の添付書類.....	83
表 3-3	「交付金相当額積立金取戻申請画面」での入力項目（取戻申請時）.....	86
表 3-4	徴収通知書の記載項目.....	88
表 3-5	徴収通知書の記載項目.....	90
表 4-1	「廃棄等費用積立金残高管理」での入力項目.....	93
表 4-2	積立金取戻申請時の添付書類.....	96
表 4-3	「廃棄等費用積立金取戻申請画面」での入力項目（取戻申請時）.....	99
表 4-4	工事完了登録時の添付書類（（工事完了前）積立金取戻申請→（工事完了後）工事完了登録の場合の添付書類）.....	103
表 4-5	「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」での入力項目.....	105
表 4-7	「廃棄等費用積立金取戻詳細画面（工事完了登録）」での入力項目.....	107
表 4-8	「廃棄等費用積立金取戻申請画面」での入力項目（追加取戻申請時）...	110
表 4-9	「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」での入力項目（追加取戻申請時）.....	112
表 4-10	自治体等による積立金取戻に係る事前通知の記入事項.....	114
表 4-11	自治体等による積立金取戻申請時の添付書類.....	114
表 5-1	「入出金情報検索画面」入力項目.....	119
表 5-2	支払通知書の記載項目.....	120
表 5-3	異議申立メール記載事項.....	121
表 5-4	積立金取戻額支払通知書の記載項目.....	123
表 5-5	異議申立メール記載事項.....	124

表 5-6 「入出金管理画面」入力項目.....	128
表 5-7 請求書（積立金不足額）の記載項目.....	128
表 5-8 「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」入力項目.....	136
表 5-9 交付金相当額積立金残高確認書の記載項目.....	136
表 5-10 「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」入力項目.....	138
表 5-11 廃棄等費用積立金残高確認書の記載項目.....	138
表 5-12 「卸電力取引市場の参照価格ファイル出力画面」入力項目.....	140
表 5-13 「インバランスリスク単価ファイル出力画面」入力項目.....	143

付録.2 業務手順全体図

事前準備

